

# ○大府市成年後見支援員活動事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用の促進を図るため、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいにより判断能力が十分でない人の生活を支援する成年後見支援員の活動について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 大府市成年後見支援員活動事業は、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいにより判断能力が十分でない人の生活を支援する者を成年後見支援員として成年後見支援員登録バンクへ登録し、支援活動の場を提供する事業をいう。

(登録資格)

第3条 成年後見支援員として成年後見支援員登録バンク（以下「登録バンク」という。）に登録することができる者は、次の各号の全ての要件に該当する個人とする。

- (1) 市が主催する大府市成年後見支援員養成講座を修了した者であること。
- (2) 市内に在住し、在勤し、在学し、又は活動する者であること。
- (3) 成年後見制度及び高齢者、障がい者等の福祉に係る理解及び熱意があること。
- (4) 生活が安定しており、健康であって、成年後見支援員としての活動に必要な時間を割くことができること。
- (5) 個人の秘密を固く守ることができること。

(登録の申請)

第4条 前条に規定する登録要件を満たす個人で、登録バンクへの登録を希望する者は、大府市成年後見支援員登録バンク登録申請書（第1号様式）により、市長に登録を申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、登録バンクに登録するものとする。

(登録証)

第5条 市長は、登録バンクへの登録をした者（以下「登録者」という。）に、成年後見支援員登録証（第2号様式）を交付するものとする。

(登録期間)

第6条 登録期間は2年間とする。ただし、登録者より登録の辞退のない場合は、期間満了後、自動的に更新するものとする。

(登録事項の変更)

第7条 登録者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに大府市成年後見支援員登録変更届出書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第8条 登録者は、登録の取消しをしようとするときは、大府市成年後見支援員辞退届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項に基づく届出のほか、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、市は登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者の個人が死亡したとき。
- (2) 登録者の所在が不明で、連絡ができなくなったとき。
- (3) 不適格と認められる事実があったとき。

(活動の内容)

第9条 大府市は、登録者に市内において実施する次に掲げる事業への参加を依頼する。

- (1) 成年後見支援員フォローアップ講座
- (2) 法人後見支援活動
- (3) 権利擁護の推進に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

2 大府市が前項の活動を依頼するときは、登録者に対して活動内容を通知し、諾否の確認を行うものとする。

(個人情報の保護)

第10条 登録者の個人情報の提供を受けた者は、適正に管理しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月21日から施行する。